

(仮称) 自治基本条例の制定に向けた平成 30 年度以降の進め方

■ 第 1 ステージ  
(平成 28 年度～平成 29 年度)

[ゴール=案の段階]

**検討案**

…市民WSと検討会の意見を  
中心に作成する案

[取組み]

市民WS会等を実施して得た  
情報をまとめて検討案を作成  
する。

- ・市民と市職員とのWS「逗子の未来協議会」の実施
- ・有識者と市職員との検討会の実施

■ 第 2 ステージ  
(平成 30 年度以降)

[ゴール=案の段階]

**パブリックコメント案**

…“押しかけ円卓フォーラム”等  
で受けた意見等と関連条例の検  
討状況を踏まえて検討し、必要な  
修正を施したパブリックコメン  
トを実施するための案

[取組み]

- 広く市民全般に向けた周知・理解  
促進の活動と案のブラッシュア  
ップを行う。
- ・広報ずし、市HPによる検討案の周知(説明・意見聴取)
  - ・“押しかけ円卓フォーラム”の実施(説明・意見聴取)
  - ・関連条例の検討状況や市長の意向に応じた検討
  - ・“押しかけ円卓フォーラム”等で受けた意見について、逗子の未来協議会へ報告・意見聴取

■ 第 3 ステージ

[ゴール=案の段階]

**条例案**

…市議会に議案として提  
出する案

[取組み]

成案に向けた最終手続き  
を実施して、条例案とし  
てまとめる。

- ・パブリックコメントの実施
- ・パブリックコメントで受けた意見について、逗子の未来協議会へ報告・意見聴取
- ・例規文書審査

■ 第 4 ステージ  
～ 施行の段階

条例を育て、  
実施していく。